

日本共産党熊本市議団の那須円です。議第340号ないし議第345号について、子ども子育て支援新制度に関する条例案に対して、賛同できない理由を述べ反対討論を行います。同議案に関する子ども・子育て支援新制度は、2012年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法から成り立ち、財源についても消費税を10%に増税して財源を確保することを前提に進められています。それぞれの法律そのものの解釈も複雑であり、国の子ども・子育て会議の議論ではさまざまな意見が出されており、保育関係者の間や全国の地方自治体の担当者から、準備の時間が余りにも少ない上に、新制度に向けた新たな事務作業の量が大変多いことから、新制度の拙速な実施の中止を求める声が挙げられてきた経緯もあります。

賛同できない理由の一点目は、これまで保育行政の土台であった、児童福祉法24条の1項に定められています市町村の保育の実施義務を形骸化させるものとなっている点です。ご存じのように、今回の制度改定により、児童福祉法24条2項が新たに規定され、幼保連携型認定子ども園や地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業等が新たに保育施設として位置づけられることになりました。これら施設については、これまで保護者と行政との契約に基づいて行われていた保育契約のあり方が大きく変わり、保護者は事業者と直接契約を結ぶこととなります。市町村の役割も、利用調整、施設斡旋ということになり、園に入れるかどうかは最終的には保護者の自己責任ということになります。当然、園に入った後も、保育

料の滞納が発生した場合は、民法の規定によって退園が余儀なくされるなど、これまでには生まれなかった事態も想定されます。保育を必要とする全ての子どもに責任をもつ行政の役割を大きく後退させるという点は大きな問題であり、制度そのものの課題として指摘したいと思います。

2点目は、待機児童の解消につながりえない課題が含まれているという点です。熊本市における待機児童の数については、2014年本年3月時点で858人、うち0歳から2歳までが601名と7割を占めています。全国的にも待機児童の8割ほどが3歳未満児であり、ここの受け皿をどのように整備するかが大きな課題であります。しかし、あらたに設置される幼保連携型認定子ども園については、0歳から2歳までの受け入れを行うかどうかは、設置者の判断となっており、受け入れの義務化がなされていません。また、9月17日の国の子ども子育て会議において示された、全国の幼稚園・認定こども園の意向調査結果においては、8割近い幼稚園が新制度に移行せず、幼保連携型認定こども園では11%が認定返上を考えていることが明らかになっています。幼稚園の空き定員を待機児童解消に利用するとした考えのもとで、急場しのぎで幼稚園と保育所の「一体化」を進めようとした矛盾が如実に表れているものであることを指摘したいと思います。

3点目は、家庭的保育事業や小規模保育事業等において、保育士の資格を持たない職員による保育が可能とされるなど、現行の保育水準を後退させる内容になっている点です。小規模保育事業の基準

については、C型は職員の配置基準は保育資格者ゼロ、B型については2分の1でも認可する内容になっています。ゼロ歳から2歳児の保育は専門的知識をより必要とし、また、保育事故の多くが0歳から2歳児に集中している事実があるにもかかわらず、資格の基準を引き下げるということは、国自身が子どもの命を軽視していることになり、容認することはできません。札幌市、仙台市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市など多くの自治体では、家庭的保育事業や小規模保育事業において、保育士を配置することを市独自の基準として条例で定め、国基準に上乘せする形で保育の質を確保する努力が行われています。本市においても、保育士の配置の義務化を条例で定め、保育の質を確保する手だてを取るべきだと考えます。また、これら施設については、3歳を迎え退所する際の次の園へのスムーズな移行を行うためにも連携施設の位置づけを施行開始からしっかり義務付けることや食事の安易な外部委託を禁止するなど、安全で安心な保育を保障する基準を条例に規定するべきであったと考えます。

さらに4点目は、利用者の負担、保育料についてであります。新制度のもとでは、認定こども園については保育料以外の上乗せ徴収を容認しています。英語教育、体育や音楽教育などの実施により、園により保育料は様々という事態も生まれることが予想されます。園独自の特色を示すものとしてこうした取り組みがなされる一方で、保護者の所得によって子供の受ける保育が決められてしまい、所得格差が保育格差につながりかねません。全ての子供に最善の利益と

保育の平等性を確保するためにも、保育料以外の上乗せ徴収は認めるべきではありません。

5点目は、保育の必要量の認定により、園での集団的な活動に制約が生まれるほか、保護者の保育料負担増、園の職員配置の非正規化など様々な課題が懸念されるという点です。新制度のもとでは、保護者の就労形態によって、園に預けることができる時間が標準時間11時間と短時間8時間と区分されることとなります。短時間の子どもと標準時間の子どもが園と一緒にいることができる時間が限られてくることから、集団的な活動に制約が生まれることは明らかであります。また、内閣府が今年6月に事業者向けに示したFAQ第2版では、「施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定することを想定しており、その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱う」旨の内容が記載されています。つまりは、短時間保育と認定された保護者にとっては、仕事の早番、遅番など勤務時間に応じた保育所の受け入れが対応できないため、常に延長保育料が発生するという事態が生まれかねません。また、こうした課題を解決しようとするれば、職員の人員増が迫られ、非正規職員での対応など職員の非正規化が進むことが懸念されています。さらに、放課後健全育成事業においても、国が示す面積基準によるスペースの確保、有資格者の配置基準の緩和、小学6年までの受け入れ態勢の整備の仕方、財源の確保など、まだまだ課題解決が先送りされ条例上程された感が否めません。すべての就学児童が安全・安心に放課後をすごせる制度として、見通しを持った具体的な計画

が必要であることを指摘したいと思います。

以上、子ども子育て支援新制度についての課題や賛同できない点を述べてまいりました。制度そのものの課題については、多くの自治体で、国基準からさらに上乘せという形で独自の基準を条例で定めているところも少なくありません。子どもたちへの保育の質を低下させず、必要としている全ての子どもに保育が保障されるよう条例の規定がなされるべきであります。

また、小規模保育事業など、基準の緩和による安易な受け皿づくりは保育の質や安全に大きな問題を生じさせます。本来行われてきたように待機児童の解消は市町村の責任において、認可園の増設によって解決することが何よりも大切であります。子育てしやすいまちを多くの市民が実感できるよう、さらなる保育サービスの充実と待機児童の解消に鋭意取り組んでいただくよう強く求めまして、条例に対する討論を終わります。